

19 配合飼料価格安定対策事業

【[所要額] 32, 242(34, 085) 百万円】

対策のポイント

配合飼料価格の大幅な変動が、畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格の高騰時に異常補てんを実施します。

<背景/課題>

- ・我が国の畜産経営においては、生産費に占める配合飼料費の割合が高く、配合飼料は原料の大部分を海外からの輸入に依存しているため、その価格は穀物の国際相場、海上運賃（フレート）、為替等の影響により変動しやすいという特性を有しています。
- ・こうした状況を踏まえ、配合飼料価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金を交付する配合飼料価格安定制度を設け、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和し、畜産経営の維持・継続を図る必要があります。

政策目標

配合飼料価格の高騰が畜産農家（約7万戸）に及ぼす影響を緩和

<主な内容>

- 1 民間の配合飼料価格安定基金の自主的な積立てによる通常補てんでは対処し得ない配合飼料価格の大幅な値上りに際し、畜産経営の受ける影響を緩和するため、国及び配合飼料メーカーの積立金による異常補てん積立基金（21年度末残高322億円）により、畜産経営者に対して異常補てんを行います。
- 2 民間の配合飼料価格安定基金の通常補てん基金が財源不足を生じた際に補てん財源として借り入れた額に対し、利子相当額を助成します。

〔事業実施主体：(社)配合飼料供給安定機構〕

<参考>

- 通常補てん・・・畜産経営者及び配合飼料メーカーの自主的な積立金が財源。
当該四半期の配合飼料価格が直前1年間の平均価格を上回る場合に、その上回る額を補てん。
- 異常補てん・・・国及び配合飼料メーカーの積立金が財源。
通常補てんでは対処し得ない異常な配合飼料価格の高騰時に通常補てんを補完するため、当該四半期の輸入原料価格が直前1年間の平均価格の115%を上回る場合に、その上回る額を補てん。

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-3591-6745(直)）]